

滋賀県立
聴覚障害者センター
だより
第13号



発行日/平成11年6月15日
発行所/草津市大路2丁目11-33
TEL 077-561-6111
FAX 077-565-6101

事業への参画とご支援を

―平成11年度コミュニケーション確保対策事業の概要について―

所長 筑紫 弘

4月1日は、新年度のスタートです。今年度は職員の異動もなく、10年度の体制のまま新年度を迎えるの出発で、辞令交付式では理事長から激励の言葉をいただき、職員一同気持ちを新たに年度最終ゴールの目標に向かってそれぞれのもてる力量を充分発揮しながら、センターの事務事業の運営に邁進しようという心で誓った一日でありました。

平成10年度は、聴覚障害者を始め、関係機関、団体等のご理解とご支援、ご協力によりセンターの運営が円滑に推進され、年度当初の計画に沿った実績が上がったものと手前味噌ですが、その様に評価しているところです。本当にありがとうございます。

平成11年度は、昨年末県では、少子高齢化の進展やライフスタイルの多様

化、環境問題への関心の高まりなど社会を取り巻く状況が大きく変化していること等から県民主役の個性輝く自治と文化の創造を実現する為の21世紀型行政システムを目指した行政改革大綱が策定され予算の面においても2年連続のマイナス予算となる大変厳しい環境下におかれての県勢運営になった様です。

そうした環境をうけてセンターの予算も総額ではマイナス予算(0.3%微増)とならなかつたもののコミュニケーション確保対策事業の各事業毎では、アンバランスとなり、事業によっては大変運営上厳しい面も出て来ております。

特に、昨年7月に厚生省から新しく示された「障害者の明るいくらし促進事業」の関係で手話通訳者の養成事業に重点配分され、そのしわ寄せが中途

- 1 手話ボランティアグループ養成事業
県内の大学、専門学校等の学生を対象に聴覚障害者問題や手話を学ぶ講座。学内の手話サークル活動等と連携する等、学生の手話学習活動の支援も目的の一つ。
- 2 手話ボランティア養成事業
手話奉仕員の養成。聴覚障害者福祉への住民参加の機会を一層広げるのが目的。今年度より国の事業の一環として受けて新しいカリキュラムで開催。
- 3 手話通訳者養成・派遣事業
聴覚障害者等への情報の伝達や社会参加を支援する為の登録手話通訳者の養成と派遣事業。今年度より新カリキュラムで開催。
- 4 手話通訳者設置事業
聴覚障害者等の相談や情報提供を行う為に、手話通訳者を設置し、コミュニケーション等の支援を行う。
- 5 要約筆記者養成・派遣事業
中途失聴、難聴者等、聴覚障害者等のコミュニケーションを支援する要約筆記者の養成と派遣事業。
- 6 聴覚障害者日曜教室開催事業
聴覚障害者が社会生活を送る上で必要な情報や知識を学び、自立した生活を営むことが出来るよう、職業や健康及び文化、教養に関連した講習会の開催。
- 7 手話講習会開催事業
聴覚障害者のコミュニケーションを支援し社会参加を促進するための、聴覚障害者自身がコミュニケーション手段等を習得できる講習会を開催。
- 8 聴力相談事業
聞こえに悩みや不安を持つ人に対して聴力検査や聞こえの相談等を行い、聞こえの改善や不安の軽減を図る。必要に応じて専門機関と連携する。
- 9 字幕入りビデオ作成・貸出事業
聴覚障害者用字幕(手話)入りビデオの製作を行うボランティア講座の開催と、ビデオライブラリーの貸し出し事業。
- 10 手話通訳士養成講座
登録手話通訳者等を対象により専門的な手話通訳技術等の研修を行い、手話通訳者の資質の向上をめざす。
- 11 要約筆記新技法講座
パソコンを活用した筆記及びノートテイク方式により筆記について技術の普及を図る。

失聴難聴者対策事業の要約筆記者養成事業にきていることが今年度の特徴といえるのではないかと思います。

他のそれぞれの事業は、平成10年度とはほかわりない訳ですが、手話通訳者養成事業で奉仕員、手話通訳者養成事業がそれぞれ独立した事業となり、昨年度の10事業から11事業増の11事業を実施することとなりました。その事業を紹介いたします。(右表)

いずれの事業の実施においても聴覚障害者はじめ、その家族の方々および関係機関、団体等のご理解ご協力がなければその事業の目的とする成果が充分あがらず不本意な結果となりますので、皆様方の全面的な事業への参画とご支援をお願いしたいと思います。

障害者の社会参加の促進と明るい社会の実現の為にともいいい汗を流しましょう。

ファックス情報案内
サービスを開始
―八日市市―

市は、5月24日、ファックス・電話で市の情報案内をする「おたずねダイヤルようかいち」の運用を始めた。このサービスは、ファックス等で連絡すると、113項目の情報が登録されたパソコンに接続。案内に従って4けたのコード番号をファックスすると、希望の情報がファックスで得られる仕組みとなっている。情報の内容は、各種届けなど市役所窓口の手続きに関する事、予防接種、健康診査など保健センターの関連情報、高齢者介護など福祉関連情報となっている。24時間利用でき、耳の不自由な人に活用してもらうことも期待している。コード番号の一覧表は市内全戸に配布。情報料は無料で、通話料のみ必要。

ダイヤル番号 0748(25)0500
(中日新聞 5/25付より)

通訳者養成の機会の拡大と

指導者の養成を

手話通訳士試験について

手話通訳士試験制度は、平成元年に開始されて以来10回を数え、制度として10年の節目を迎えました。

平成9年12月に発表された障害福祉関係3審議会・合同分科会の「中間報告」においては障害特性に応じた専門職として「手話通訳者」が挙げられ、「それぞれの専門職がその知識・技術を高めていく為には、生涯研修体制を整備することの重要性」が明記されると共に、「コミュニケーションや情報保障のための手話通訳者等の充実・強化」について検討すべきとされています。又、平成10年度より国の手話奉仕員養成事業の見直しが行われ、教科や実技指導などのカリキュラムの改善が図られました。

これらの状況を受け、聴覚障害者情報文化センターは「手話通訳士認定試験制度のあり方検討委員会」での検討、続いて「手話通訳士試験実施検討委員会」を開催し、平成11年度より試験内容を一部見直し実施することになりました。それによって、「ことばのしくみ」の科目の廃止や「手話の基礎知識」、二次試験の出題方法の見直し等が図られました。これまでの認定試験の合格者の総数は964人で、試験制度発足当初設定された目標数(2,000人)を大きく

下回っています。滋賀県の合格者数の少なさについては、前号(第12号)の「くさつ発信—三塚理事長—」でもその原因分析と対策の必要性が述べられています。全国的に見ても地域格差の是正が制度の発展にとって特に求められています。地域格差の問題を合格者数と合格率で見ると、滋賀県の場合平均の1/2であり、これまでの通訳者養成の取り組みの遅れを指摘せざるを得ません。通訳技術の習得を個人任せにするのではなく、通訳養成の機会の拡大と指導者養成の本格的な取り組みがどうしても求められる所以です。



社会福祉法人

滋賀県聴覚障害者福祉協会

理事長 三塚 武男

今年、国連の決議による「国際高齢者年」です。テーマは「すべての世代のための社会をめざして」となっていますが、わが国では、行政をはじめ具体的な取り組みはすすんでいないのが実情です。

昨年、大阪の聴覚障害者協会が55才以上(身障手帳1-3級)の「ろうあ高齢者の生活実態調査」を実施しました。私も調査の設計から集計、6カ月余におよぶ分析とまとめの作業に協力

第11回手話通訳士試験案内

●試験の日時

(1)一次試験(筆記試験)

試験日	時 間	試 験 科 目
平成11年 10月3日(日)	10:30 ~12:00	障害者福祉の基礎知識 聴覚障害者に関する基礎知識
	13:00 ~14:30	手話通訳のあり方 国語
	14:50 ~15:20	手話の基礎知識

(2)二次試験(実技試験)

試験日	時 間	試 験 科 目
平成11年 10月28日(日)	一次試験 合格者に 別途通知 します。	聞取り(手話への)通訳
		読取り(口頭)通訳
		読取り(筆記)通訳

●受験資格

年齢が20歳(一次試験現在)以上である者。
(手話通訳経験が少なくとも3年程度は必要です。)

●受験申込期間

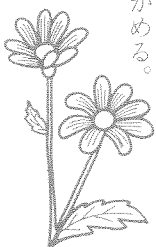
平成11年6月1日(火)~7月31日(土)(当日消印有効)

しました。報告書は、6月に鳥取で開催される全国大会で公表されます。ろうあ者のくらしに関する科学的な実態調査が少ないので、ぜひ多くの方々に目を通して活用していただきたいと思

います。調査の結果、新しく発見したことや改めて確認されたことが、いろいろありました。ここでは、その中で私たちの事業としても重要と考えられることについて紹介したいと思います。一つは、ろうあ高齢者がくらしのことで相談する相手は、一般的に配偶者をはじめ子ども、きょうだいなどの身内が多いのですが、ろうあ団体の要求によって設置されくらしの現場に向いて相談・助言をしている「ろうあ福祉指導員」がもつとも多く、約3割を占めて

いました。大阪市では、設けていないので、実際には市内にあるろうあ会館の職員が対応しています。それについて、「友人」が24%、「手話サークルの人」が20%を占めていました。また、くらしのなかでの楽しみは、「テレビ」と「旅行」がそれぞれ3分の2を占め、ついで、「友人とおしゃべり」が6割、「手話サークルの行事」が34%を占めていることが新しい発見でした。

ろうあ者のくらしにとって、①手話通訳者の基本的な役割とあわせて、②地域の手話サークルの役割について、理論的にも確かめる。



平成11年度 滋賀県立聴覚障害者センター養成事業等の予定

	事業名	対象者	講座数	開催時期	開催曜日	開催時間帯
手 話	滋賀県手話奉仕員養成講座①	手話学習経験のない者等	56講座	10/7～	毎週木曜日	13時30分 ～15時30分
	滋賀県手話奉仕員養成講座②	手話学習経験が概ね1年以上	30講座	10/22～	毎週金曜日	13時30分 ～16時30分
	滋賀県手話通訳者養成講座①	手話学習経験が概ね2年以上	58講座	9/1～	毎週水曜日	13時30分 ～15時30分
	滋賀県手話通訳者養成講座②	手話学習経験が概ね3年以上	28講座	8/26～	毎週木曜日	19時～21時
	滋賀県手話通訳士養成講座	手話学習経験が概ね3年以上	20講座	7/13～	隔週火曜日	13時～16時
	滋賀県手話通訳者研修会	滋賀県登録手話通訳者	20講座	4月～	隔月土曜日	10時～16時15分
	ヤング手話セミナー入門講座北部会場	県内の大学生等	5講座	6/1～	毎週火曜日	18時～20時
	ヤング手話セミナー入門講座南部会場	県内の大学生等	5講座	6/4～	毎週金曜日	18時～20時
	ヤング手話セミナー実践講座	県内の大学生等	5講座	9/30～	毎週金曜日	18時～20時
	手話指導者養成講座入門①	聴覚障害者	15講座	6/10～	毎週水曜日	19時～21時
	手話指導者養成講座入門②	手話学習者等	8講座	10/7～	毎週木曜日	10時～12時
要約筆記	パソコン要約筆記講座	県民初心者	10講座	8/20～	隔週金曜日	19時～21時
	要約筆記入門講座	県民初心者	6講座	10/9～	毎週土曜日	13時～16時
	要約筆記実践講座	登録要約筆記者	5講座	6/20～	毎週日曜日	10時～12時
	ノートテイク講座	登録要約筆記者	2講座	2/19・20		13時～16時
字 幕	ボランティア養成実践講座	講座修了者	5講座	5/25～	毎週火・木曜日	14時～16時
第4回聴覚障害者の社会的自立を考えるセミナー		県 民		10/23		
滋賀県登録手話通訳者認定試験						
	手話協力員	手話活動経験概ね2年以上		1/16日		
	手話通訳認定者	手話協力員		2/11日		

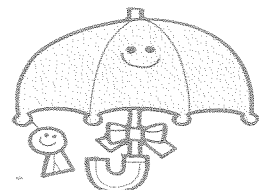
*詳しいことをご存知になりたい方はセンターまでお問い合わせ下さい。

平成11年「聞こえの相談」のご案内

聞こえに悩みや不安を持つ方々に対して、聴力検査や聞こえの相談等を実施しています。平成11年度の予定は次の通りです。是非ご利用下さい。〔毎月第4月曜日〕

6月28日 7月26日 8月23日 9月27日 10月25日
11月22日 12月20日 1月24日 2月28日 3月27日

※ご希望の場合は、事前にご予約下さい。



さらに高品位な字幕作りをめざして
—新しい字幕挿入装置の使い方を学ぶ—
字幕制作ボランティア養成実践講座が開講

昨年度に引き続き、現在活動されている字幕制作ボランティアの方を対象に実践講座を開いています。

昨年度は、活動を始めて3年が経ち、今後、様々なジャンルの作品に字幕がつけられるよう字幕制作技術のレベルアップを図るため、テレビ番組の字幕制作にチャレンジしました。

今年度は、昨年度末に厚生省の第3次補正予算で新しい字幕挿入装置が導入されたことによって、字幕の作り方が変わります。今回の講座では、この新しい字幕挿入装置の使い方と字幕制作の方法について講義を行います。

マッキントッシュ、ウインドウズ98など覚えなれない新しい機器がたくさんありますが、ボランティアのみなさんには、今後さらに高品位な字幕が作れるよう頑張ってくださいと思います。



—機器の活用を熱心に学ぶ受講者—

聴覚障害者の皆さんの多数の参加申し込みが届くことを期待しています。すでに講師陣も決まっています。さあ、楽しく学び、情報交換をして新しい発見をしましょう!!

今年度は、一番知りたいテーマを関連性を持たせより具体的な内容で理解しやすい充実した構成にいたしました。参加希望は、年間計画で申し込みを受けています。

楽しく学び、新しい発見を!!

—平成11年度日曜教室事業—

平成11年度 日曜教室事業計画

回	月	テーマについて
1	5月	暮らしに生かすマナーと知識 パート1(環境とくらしを考える)
2	6月	教育訓練給付金制度について
3	6月	一般家庭における応急措置
4	7月	栄養教室
5	7月	介護保健と聴覚障害者 パート1(制度のあらましとQ&A)
6	7月	国際手話①②
7	8月	こんなにある差別法規
8	9月	介護保険と聴覚障害者 パート2(老人施設の見学)
9	9月	世界ろう者会議から
10	10月	分かりやすい年金のお話
11	10月	介護保険と聴覚障害者 パート3(ろうあ者ホームヘルパー)
12	11月	パソコン教室
13	11月	地域の安全活動について
14	11月	暮らしに生かすマナーと知識 パート2(聴覚障害者と福祉機器)
15	12月	時事問題
16	12月	労働基準法の改正について
17	1月	暮らしに生かすマナーと知識 パート3(くらしと税金について)
18	2月	暮らしに生かすマナーと知識 パート4(悪徳商法について)

(日程は変更する事もあります)

センターだより

西暦1900年代最後の9という数字が3つ並ぶ大変稀な平成11年も長い暗い冬の季節から、陽気な春の季節に移り変わり、野山の木々も一斉に新緑が萌いで草花も一年中で最も美しく咲き乱れる百花繚乱等、自然界も一番躍動する好季節となりました。

残念ながらセンター周辺には緑がほとんどなく、その感触にしたることが出来ないのがさびしいかぎりですが、そうしたセンターの周辺の状況とは裏腹に昨年末より所内では、大

変華いだ雰囲気活気が満ち溢れています。センターの独身貴族が良きパートナーをみつけて結婚にゴールイン。所内の話題はアツイアツイ話で、我々往年の旧婚組も刺激をうけて云十年前の新婚時代を思い出し、気持ちだけでもその当時に逆戻して心をリフレッシュ。少し先輩の旧婚さんとして、職場で社会で頑張っていこうと思う今日この頃のひとりです。

叶うならば、センターだよりにコーナーを設けて新婚さんに登場していただいてはと思いますが如何かな!(H・T)